

# 会 議 結 果 報 告 書

平成22年10月19日

会議の名称	志木市特別職報酬等審議会 (第1回)
開催日時	平成22年10月18日(月) 13時15分～15時30分
開催場所	志木市役所 3階 301・302会議室
出席委員	清水良介委員 大木勝臣委員 須貝伸一委員 抜井弥太郎委員 齊藤奈都子委員 木下里美委員 松原尊啓委員 柳下定男委員 神山昌之委員 荻野光一委員 (計10人)
欠席委員	なし (計 0人)
説明員職氏名	中村人事課長 豊島人事課副課長 渡辺議会事務局次長 (計 3人)
議 題	1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 自己紹介 5 会長選出 6 諮問 7 審議 8 閉会
結 果	○次回会議において、 (1) 「本日の協議のまとめ」部分を答申素案として、文面にて確認する。 (2) 市議会議員については、審議を継続し、次回に審議結果をまとめる。 ○次回会議日程 平成22年10月26日(火) 午前10時から市役所301会議室 (傍聴者 0人)
事務局職員	杉山企画部長 榎本主幹

審議内容の記録（審議経過、結論等）

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 会長選出
- 6 諮 問

志木市特別職報酬等審議会

会 長 清 水 良 介 様

志木市長 長 沼 明

志木市議会議員及び特別職員の報酬等について（諮問）

志木市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、志木市議会議員の報酬等及び市長、副市長の給料等の額について、貴審議会の意見を求めます。

7 審 議

事務局：資料説明

委員：志木市の市税収入の100億は、県内40市で何番目なのか。

事務局：40市中29位である。

委員：議員を15名にしたのはいつか。定数を削減したときに、議員自らが報酬についても審議をすべきでなかったのか。政務調査費が2万円であると困難であるという根拠がわからない。

委員：議員報酬そのものを、なぜ生活給とするのか。議員は、兼業が認められている。税収の占める割合の中で、特別職や議員の報酬等は考えるべきである。本市が、29位であるというのは、税収を増やす努力が足りないのではないのか。立地条件からは、もっと上位になってもよいのではないのか。

委員：会議は、今後何回開催予定なのか。特別職等と議員を分けて議論した方がよい。

会長：2回を予定しており、まず特別職等からの審議をお願いし、次回に、議員

についてお願いしたい。

○特別職等（市長、副市長、病院事業管理者）について

委員：市によって財政状況が違うので、同程度の市を比較しても比較性があるようでないと思う。

国家公務員の一般職が2年連続で引き下げられ、それに準じて市職員を下げる準備をしているのであれば、特別職も方向性としては下げるのが妥当である。歳出に占める人件費の割合から見ても、高いとは言えないが、低いとも言えないので、下げる方向で考えるべきである。

委員：人事院勧告に準じて一般職員を減額するのであれば、特別職について上げることは社会的にも難しい。議員の報酬の件もあるので、現状での順位が33位とのことであるが、引き上げることは難しいと思う。順位での比較ではない。

委員：人事院は民間と比較をしているが、都市部と地方は差がある。民間は厳しい。経営者も下がっている。

委員：しっかり運営をしていくためには多い方がいいと思うが、現状維持でよい。

委員：特別職と一般職は密接な関係にあるので、特別職等の期末手当は、一般職と同様に人事院勧告に準じ、引き下げるときには下げた方がいい。

企画部長：一般職については、人事院勧告に準じて減額したとしても、毎年度、勤務成績に基づく定期昇給がある。特別職には定期昇給がないので、その都度審議会で議論を頂いている。

委員：一般職の現給保障とは何か。

事務局：平成19年の給与構造改革時に給料月額を引き下げを行ったが、その際の給料を保障しているものである。

委員：自治体の規模や近隣の状況での判断も必要であるが、特別職の給料や報酬は成果の対価であると思うので、特別職の仕事ぶりを評価できる制度や指標で評価できればよいと思う。

委員：市長と副市長を比べると、副市長の給料は高いと思う。副市長の給料額が決定された経緯は。特別職についても、経済情勢を考えれば気持ち下げるべきでないか。一般職を下げるのなら、自発的に下げたほうがよいのではないか。

企画部長：副市長と病院事業管理者とは同額であり、バランスを考慮して決定している。医院長から管理者にする際、300万円くらい下げた。

委員：病院事業管理者が医者であれば、年額で見ると決して高い額ではないと思う。引き下げれば、なり手がいなくなると思うので、現状でよい。

○市議会議員について

委員：議員の報酬については、平均を下回っており、また政務調査費についても使途基準の拡大を求める声が多くある。

議員の専門化が進む中、安心して議員活動に専念できるよう議員報酬と政務調査費を統合して、生活給的要素を含め、議員活動の充実を図るべきである。

議員は、議員定数を削減し、議会経費の削減に努めていることから、優秀な人材を育てる観点からも適正な報酬として、報酬の引き上げが必要である。

委員：議員は報酬以外に受ける手当があるのか。

議会事務局次長：期末手当と費用弁償があるが、会議出席の費用弁償は廃止し、出張に対する費用弁償のみである。

委員：議会からの依頼事項について、文面からは依頼された経緯がよくわからない。

議会事務局次長：昨年1年をかけて議会改革の検討を進め、その結果依頼することとなった。

委員：議員報酬は、議員の働きが見えて「働いているから上げる」のならよいが、その働き自体がよく見えてない。

委員：上げていいのではないか。

委員：議員報酬は生活費を弁償する、という考えに疑問がある。特別職と同様な取り扱いとすべきである。

政務調査費は、そもそも報酬と性質が違うものであり、課税、非課税の観点からも切り離して議論すべき事項であり、統合すべきではない。政務調査費の使途基準において、何が困難なのかよくわからない。

仕事で議員と接することはあっても、市民としては議員の活動はよくわからないので、あげるという判断はしかねる。

委員：報酬と政務調査費は現状のとおり別で考えるべきであり、統合すべきでない。

委員：政務調査費の2万円は、全員使い切っているのか。

議会事務局次長：15人中9人は使い切っており、執行状況は全体で86パーセントである。

委員：執行状況も全体で86パーセントであるならば、上げる必要もないのではないか。

委員：現状のままでよいと思う。景気が良く、市の財政が潤沢であれば引き上げ

もよいが、今はそのような状況ではない。

委員：定数を減員して頑張っているのだから、報酬を上げてもよいのではないか。

○本日の協議のまとめ

- (1) 市長、副市長の給料の額については、『現状を維持とする』
- (2) 期末手当の支給率（月数）については、『一般職同様の取り扱いとする』
- (3) 改定する場合、実施時期は、『昨年同様の取り扱いとする』
- (4) 教育長、病院事業管理者の給料の額、期末手当の支給率については、『特別職と同様の扱いとする』
- (5) 議員報酬等のあり方については、協議を次回会議に継続審議とする。

○結論等

次回会議において、

- (1) 「本日の協議のまとめ」を答申素案として文面にて確認する。
- (2) 市議会議員については、審議を継続し、次回に審議結果をまとめる。

次回会議日程

平成22年10月26日（火）午前10時から 市役所301会議室

8 閉 会